

令和6年1月11日

令和6年能登半島地震の被災地に関する中小企業診断士試験の救済措置について

経済産業大臣指定試験機関
一般社団法人 中小企業診断協会

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方、そのご家族及び関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

中小企業診断士第2次試験の口述試験を受験する資格を得た方々のうち、新潟県、富山県、石川県、及び福井県に在住の方を対象に、震災の影響によって、1月21日（日）に予定している口述試験を受験することが困難な場合、ご希望により、口述試験の再試験等の救済措置を実施する予定です。

対象となる方々につきましては、個別にご連絡させていただきます（本日、受験申込書に記載されたご住所あてに郵送にて発送します）。